

休業環境を整える個別対応ミニ顧問 産休育休手続のご案内



事業主様からよくある御相談

- 従業員から妊娠の報告を受けたが、**具体的にいつから、どのような対応**をしなければならないのか分からぬ
- 産休から職場復帰まで個別の相談や手続きが多く、対応に困っている
- 産休・育休にあたって**書類の回収や手続き**に漏れが無いか不安
- 産休育休中にもらえる**お金について質問された**が、詳しいことが分からぬ

従業員様からよくある御相談

- 復職後の**勤務時間**について不安がある
- **育休を延長したい**が、会社への相談を含め、どのように進めたらよいか知りたい
- 休職中に**気軽に相談できる専門家**がいたら安心できる

リスクを回避し、事業主様も従業員様も安心できる体制を整えましょう！

サポート名	サポート内容	料金（税別）
産育サポートプラン	休業前面談から復職までの手続きを全てお任せ出来るプランです。	12,000円/月 1歳到達月以降8,000円/月
	※目安期間：休業前個別面談実施月、及び産休（育休）に入った月～復職月 ※最短契約期間：休業前個別面談+3ヶ月間 ※休業前個別面談：休業制度の説明等、事業所様の義務となる事項を代わりにご案内致します	
産育サポートプランのオプションメニュー	復職後の個別面談が出来るオプションです。 ※復職にあたり、勤務時間や労働条件等、職員様の不安な点を確認し説明を行います ※事前に事業主様と打合せを行いますのでご安心ください	20,000円/回
個別手続スポットプラン	必要な手続きのみご利用いただけるプランです。	20,000円/回
育児・介護休業規定作成 (2025年4月法改正対応)	規定がある事でルールの統一化が図れるプランです。	80,000円～

当社では…

- ・義務化された個別面談はもちろん、必要手続きの案内や申請等、**従業員様と直接やり取り**を行います。
- ・サポート期間中であれば、**従業員様から当社へ直接お問い合わせ**が可能です。

30分の無料相談実施中！

右下のQRコードからお気軽にお申込ください！
相談方法はWEBか御来社のみとなります。



ご相談はこちらまで

発行

社会保険労務士法人NextPartners
東京都立川市柴崎町3-11-2太陽生命立川ビル

妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした

労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。（引用：厚生労働省）

個別周知では以下の事項を確認しなければなりません！

①育児休業・産後パパ育休（出生時育児休業）に関する制度

②育児休業・産後パパ育休（出生時育児休業）の申出先

③育児休業給付に関するこ

④労働者が育児休業・産後パパ育休（出生時育児休業）期間について
負担すべき社会保険料の取り扱い

個別面談の際に、当社では以下のような事をご案内致します

- 育児休業の期間について（原則、子が1歳に達する日までの間の従業員が希望する期間）
- 子が1歳2ヶ月に達するまで取得が可能となるパパママ育休プラスについて
- 産後パパ育休（出生時育児休業）の取得可能期間や取得方法について
- 申出先や申出の期限について
- 育児休業給付金でもらえる金額や、給付時期について
- 休業中の保険料や住民税の支払いについて

30分の無料相談実施中！

右下のQRコードからお気軽にお申込ください！
相談方法はWEBか御来社のみとなります。

その他

様々な制度について

- 育児短時間勤務制度
- 所定外労働の制限
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限 等

個別面談での従業員様からの質問例

- 妊娠中の健診はお休みをもらえますか
- 私はこの給付金をもらえる対象ですか
- 出産後、配偶者の扶養に入りたいが、どうしたら良いですか
- 住民税は復職後に払いたいのですが良いですか
- 正社員で復職出来ますか
- 保育園に預けられないときはどうしたら良いですか

スマートフォン1つで、
自分の給付金手続きの
進捗が分かるので、
とっても安心！

ご相談はこちらまで

発行

社会保険労務士法人NextPartners

東京都立川市柴崎町3-11-2太陽生命立川ビル



事業主様も従業員様も安心できる

産休サポートプラン

休業期間は産休から復職まで長いと約2年程

雇用保険や社会保険の加入者には、その間多くの手続きが発生します

産前産後休業

育児休業

復職後

- ・産前産後休業取得者申出
- ・被扶養者異動届
- ・出産手当金申請 等

- ・育児休業等取得者申出
- ・育児休業給付金申請
- ・月額賃金証明 等

- ・育休取得者申出終了届
- ・育休終了時月額変更
- ・養育期間月額特例 等

手続きが出来ていない為に実際に起きたトラブル

- ・社会保険料の免除が受けられなかった
- ・休業中の給付金の申請期間が過ぎてしまった
- ・高い保険料を払い続けてしまった
- ・育休延長の方法が説明できず給付金がもらえなくなってしまった
- ・手続きの漏れが多く、職員からの信頼を失い退職になってしまった

1つでも当てはまる場合はリスク回避のためにもご相談ください

- 法改正に伴う産後パパ育休など、育児休業取得者が増え社内では対応しきれなくなっている
- 育児休業を取得したい職員がいるが対応方法が分からない
- 職員との対応に時間がかかるため、産休・育休対応だけでも外部に依頼したい
- 現在社内で内製化できているが、対応漏れや度重なる法改正に対応できているか不安
- 2年以上、継続的に手続きの対応をするのは面倒、管理しきれない

複雑な手続対応から
従業員様とのコミュニケーションまで
全てNextPartnersへお任せください！



料金について

産育サポートプラン

12,000円／月

(1歳到達月以降 8,000円／月)

個別手続スポットプラン

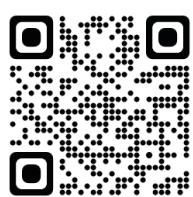
20,000円／回

ご相談はこちらまで

発行

社会保険労務士法人NextPartners

東京都立川市柴崎町3-11-2太陽生命立川ビル



POINT
01

産休・育休とは？

産前産後休業

産前休業：出産予定日の6週間（42日）前から
出産当日まで
産後休業：出産日の翌日から8週間（56日）
原則、産後6週間は就業できません

育児休業

1歳に満たない子を養育する労働者は、
男女を問わず、希望する期間、子どもを
養育するために休業することができます

POINT
02

サポート内容

- 以下の手続きの内、必要に応じて適宜実施
- 専用連絡ツール(電子会議室)の使用により従業員様から直接相談可能！

1. 休業前

- 休業前個別面談
※休業制度の説明等、事業所様の義務となる事項を代わりにご案内致します
- 従業員様専用の電子会議室アカウント(※)を発行
(※)ID・パスワード認証／通信の暗号化(SSL)によりセキュリティ万全
(※)アカウントは事業主様も閲覧できるため、いつでも対応状況を確認できます
- 手続きについてのご案内、及び必要書類の回収
(母子手帳、休業申出書、委任状・同意書、振込口座の確認 等)

2. 産前休業開始

- 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書
- 限度額適用認定申請

3. 出産後／産後休業開始

- 健康保険 出産手当金支給申請
- 健康保険 出産育児一時金申請
- 健康保険 被扶養者異動届
- 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更（終了）届

4. 育児休業開始

- 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書
- 休業開始時賃金月額証明書
- 育児休業給付受給資格確認票
- 育児休業給付金支給申請書

5. 育児休業延長（1歳～1歳半／1歳半～2歳 計2回）

- 延長にかかる書類の回収
(休業期間変更申出書、保育所保留通知書、疎明書 等)
- 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者変更（終了）届

6. 復職月から復職後3ヵ月

- 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者変更（終了）届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 養育期間標準報酬月額特例申出書



スマートフォン1つで、
自分の給付金手続きの
進捗が分かるので、
とっても安心！

当社に依頼いただくメリット・サポートの強み

POINT 1

従業員様の状況に合わせて
必要な手続きを判断し、
該当の時期に適宜行います。

POINT 2

従業員様と直接やり取りを行いますので、事業主様の
負担が減り、仕事に注力
していただけます。

POINT 3

従業員様が困った時は弊社へ
直接問合せができるため、
スムーズな対応に
安心していただけます。

ご相談はこちらまで

発行

社会保険労務士法人NextPartners
東京都立川市柴崎町3-11-2太陽生命立川ビル